

修繕業務に係る検討事象

項目	都市局	教育委員会	緑区役所
1 履行期間			
①履行期限までに完了せず、また繰越手続きを行わずに事業を継続した。	65	128	1
②年度内完了であるが、履行期限までに施設修繕が完了しなかった。または書類上の検査日後に施設修繕が完了した。	11	0	0
③契約前に先行して施設修繕を実施し完了した。	29	0	0
2 請負代金の支払い			
①履行期間に完了しておらず、その後も完了を確認する検査の実施がないまま、未完であったものを支払った。	68	29	0
3 完了検査			
①正規の手続きによる完了確認が行われなかった。	185	29	0
②完了確認で写真の添付がないまま書類審査を実施した。		26	
4 契約規則、施設修繕契約事務取扱要綱などの規定に合わない手続きでの事務処理			
①予定価格書を作成せずに入札(見積り合せ)が執行された。	179	0	1
②入札・見積結果表が作成されていない。	164	0	1
③執行伺がない(業者選定の承認手続きない)。	149	3	0
④本来2社以上の見積の数が不足している。	41	0	0
⑤同じ金額997,500円の契約件数。	81	3	0
⑥契約書または請書を作成していない。	4	11	0
5 監督業務			
①監督業務における指示・承諾・協議の記録なしに変更されている。	185	2	0
件数	185	128	1
(一覧表のNo.)	1~185	186~313	314

平成23年度 南部都市・公園管理事務所発注修繕に関する事象と原因分析

事 象	事象の原因分析
(1) 施設修繕の履行期間 (請負業者への聴き取りによる) ①契約の履行期限までに完了せず、また繰越の 手続きを行わずに事業を継続した 65/185 ②年度内完了であるが履行期限までに未完了、 又は書類上の検査日後に修繕を完了した 11/185 ③契約前に先行して施設修繕を実施し、完了した 29/185	(1) 施設修繕の履行期間 ①・担当者が多忙のため、適切な時期に発注ができず、 結果的に修繕に要する期間が不足となった ・課内に予算繰越手続きの理解不足があった ・管理職が予算執行状況の把握を怠り、適切な業務 配分をするなどの組織マネジメントもできていなかった ②・課内に施設修繕が請負契約に基づく契約行為であ ることの認識不足があった ③・緊急修繕にも拘らず、正規の手続きをとらなかった ・担当者が多忙を理由に事後の事務処理を怠った
(2) 完了検査の実施及び請負代金の支払い 68/185 ・履行期間に完了しておらず、その後も完了を確認する 検査の実施がないまま、未完であったものを支払った	(2) 完了検査の実施及び請負代金の支払い ・完了確認者(発注所管課長)が職責を認識しておら ず完了検査を実施していなかった ・後任者は、前任者から引継ぎを受けておらず、繰越 修繕を認識していなかった
(3) 契約事務 179/185 ・市契約規則及び施設修繕契約事務取扱要綱などの 規定に合わない手続きで事務処理された ①予定価格書を作成せずに、入札(見積り合わせ) が執行されている 179/185 ②入札・見積結果表が作成されていない 164/185 ③執行伺がない(業者選定の承認手続きがない) 149/185 ④本来、2社以上の見積りの数が不足している 41/185 ⑤同じ金額997,500円の契約が多く発生している 81/185	(3) 契約事務 ①・担当職員が市契約規則等の規定を十分理解して いなかった ・平成22年度までの修繕に関する事務手続きでは 発注所管課限りでの事務手続きとなっており、平成 23年度においても制度改正に対応せず、執行伺及 び見積結果表を作成していなかった ↓ ④・支出負担行為伺(執行伺)が、財務会計システムに 組み込まれていないことから、執行伺なしでも執行が 可能となっていた ⑤・施設修繕は、本体の維持管理又は現状復旧を目 的とするものであり、積算できない工種においては見 積徴収となる場合が多い
(4) 監督業務 185/185 ・監督員の通知をしていない ・監督業務における指示・承諾・協議の記録 なしに変更されている	・発注までの期間短縮のため、契約課長の合議 が不要となり、所管課長が業者選定できる100万円 未満の小規模の修繕として発注した ・駒場スタジアム関連では、修繕が多工種であった ため、限られた期間内での対応を可能とするため 小規模の修繕として発注した (4) 監督業務 ・基準約款など規定の認識不足 ・監督員通知については、事務所における担当が1 人であったことから、作成及び通知を省略した ・修繕の内容変更指示について、担当職員は多忙 を理由に指示書の作成を省略し、口頭での指示と なった

[外的要因]

- ・東日本大震災の影響に対する事務所対応(職員の業務分担)がとれていなかった
- ・駒場スタジアムで開催された、女子ワールドカップに対する職員の業務分担など、事務所対応が不十分であった
- ・公園利用者や関係団体からの多くの要望があったため、可能な限り多くの修繕を発注した